

イージス・アショアに関する 7/23の御質問に対する回答

平成30年8月27日
防衛省

①防衛省・自衛隊以外の国有地の検討

- 新屋演習場とむつみ演習場は、可及的速やかに導入する観点から、自衛隊施設に配置する場合において検討を行った結果として、他に条件を満たす適当な自衛隊施設がなかったことから、配備候補地として検討を深めることとしました。
- 今後、新屋演習場とむつみ演習場について、地質・測量調査や電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査しますが、仮に不適との結論に至れば、配備候補地配置を見直すことになると考えます。
- そのため、まずは、新屋演習場とむつみ演習場を配備候補地として、地質・測量調査や電波環境調査といった配備可能性の調査等を進めていきたいと考えておりますが、不適との結論に至る場合に備え、北については秋田県内やその周辺、西については山口県内やその周辺の防衛省・自衛隊の所管外の国有地についても、これまでの米国ミサイル防衛庁との協力で得た情報をもとに、国有地を所管する関係省庁の協力を得て、検討します。

②全体の施設の構想

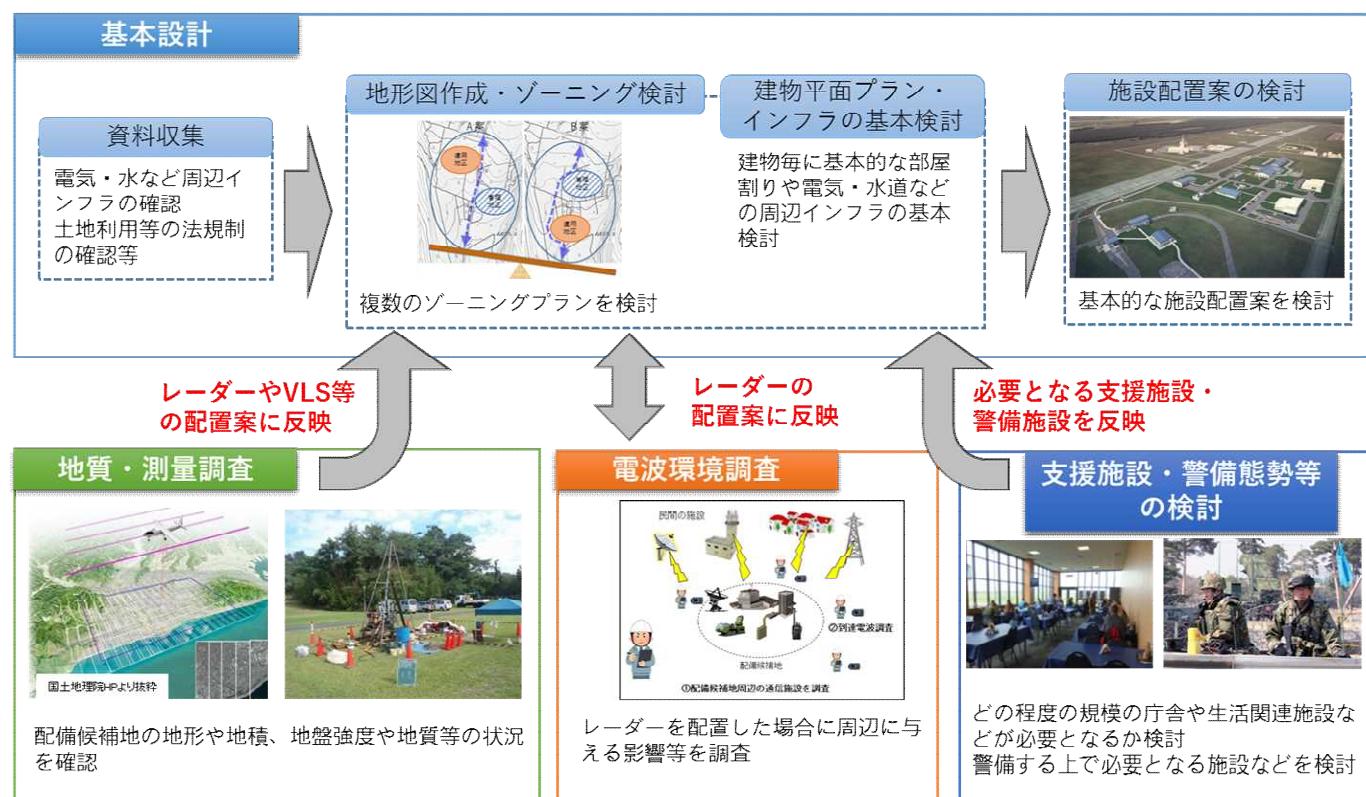
- ルーマニアやポーランドの事例を踏まえ、現在、イージス・アショアの構成品等としては以下を配置する方向で検討しています。
- ① レーダー（L M S S R）及び指揮統制所 1 基
- ② 垂直発射装置（V L S）3 基
- ③ 迎撃ミサイル（S M – 3）及び迎撃ミサイル等の格納庫
- ④ 隊員の勤務を支援する庁舎等（勤務庁舎、厚生施設等）
- ⑤ 隊員が居住する隊舎
- ⑥ 警備に必要な警衛所など



- イージス・アショアの運用に必要となる人員規模や隊員を支援する施設、警備に必要となる施設・設備・人員規模について同時並行で検討し、これら検討の結果を配置レイアウトの検討（基本設計業務）へ反映していきます。
- また、レーダーやV L Sの周囲を内壁で囲み、物理的に隔離することで、万全に構成品を防護するとともに、その他の必要な措置も含め、レーダーが発する電波や迎撃ミサイルの発射が周囲に影響を与えないようにすることも、検討しています。
- なお、レーダーとV L Sの配置については、周囲に影響を与えない十分な保安距離を確保することはもとより、住民の方々の心理的な負担を軽減するため、できる限り住宅地や公共施設からの離隔や遮蔽等に必要な施設の設置や緩衝地帯など、イージス・アショアの知見を有する米国の協力も得て、検討を進めてまいります。

③各調査の関係

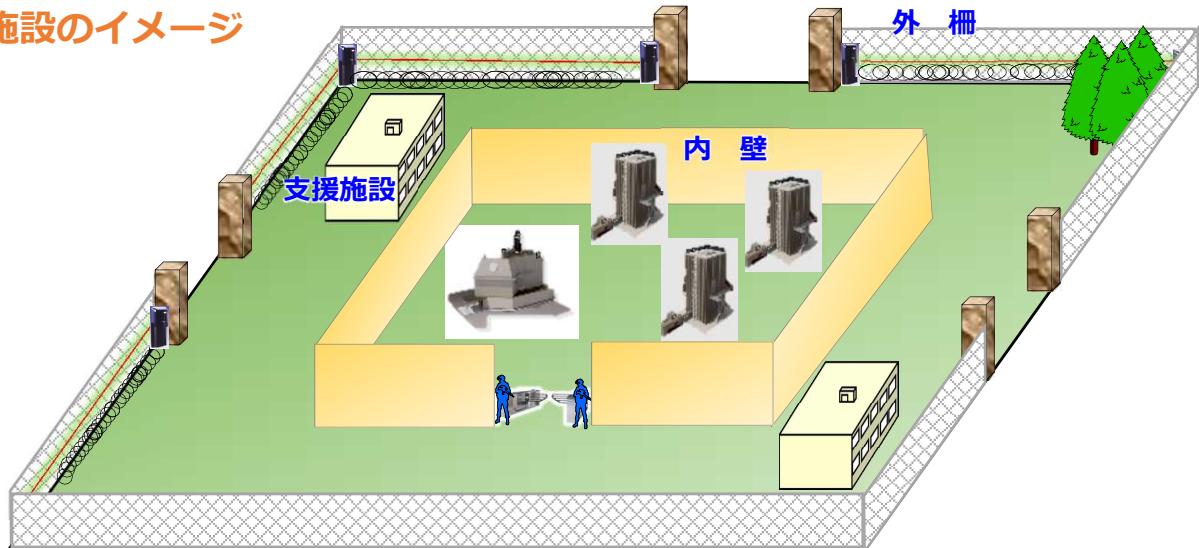
- 全体の施設等の基本的な配置を検討し、周囲に影響を与えない十分な保安距離をとって配置できるか否か基本設計業務を行う必要がありますが、当該業務に反映すべく、以下の点も同時並行で調査・検討する必要があります。
 - ① 地盤強度に応じた施設等の配置を検討するため、詳細な地質を調査する必要がある。
 - ② 配置を検討している施設等が敷地内に収まるか、地盤の高低差も含めて詳細に計算する必要があるため、測量を行う必要がある。
 - ③ 電波が敷地外に影響を与える地点にはレーダーを設置することができないため、詳細な電波環境調査を行う必要がある。
 - ④ 必要となる施設規模を確定するため、庁舎や生活関連施設といった支援施設や警備する上で必要となる機能を検討する必要がある。
- なお、来年度は、特定の配備地を前提としない各施設の標準的な図面の作成を予定しておりますが、敷地造成といった工事に着手することはありません。



④警備態勢

- イージス・アショアを導入することにより、我が国に対する弾道ミサイル攻撃を断念させる抑止力も大きく向上し、標的にされる危険性は減少します。また、万が一、弾道ミサイルが発射された場合においても、自らのシステムでこれを迎撃できるようになります。
- 他方、イージス・アショアは重要な防衛装備品であり、武装工作員等による破壊・工作活動から確実に防護する必要があります。具体的な警備要領については、手の内が明らかになることにより、警備態勢が脆弱となることから、お答えを差し控えますが、人員の規模や配置のあり方を含めて、以下のとおり検討しております。
 - ① 敷地を外柵で囲うとともに、さらにレーダーとVLSの周囲は内壁で囲むことにより、武装工作員等による破壊を防ぐ。
 - ② 十分な訓練を積み、精強さを保った警備要員を含め、運用と警備に必要な人員を約200名程度配置し、平素から万全の警備態勢をとる。
 - ③ 万が一攻撃されることが予測される場合においても、秋田駐屯地の第21普通科連隊やその他近傍の部隊も活用し、住民の皆様も含めて守り抜く態勢をとる。
- また、ドローン等を含めた空からの脅威に対応できる資機材の設置や、万が一の場合における防空部隊の展開等も検討しており、盤石な防空態勢を構築する予定です。
- さらに、平素における対応や不測事態が発生した場合の対応、有事における国民保護の対応から、地方自治体や警察機関との連携をこれまで以上に強化していきたいと考えています。
- なお、これらの警備態勢の構築においては、緩衝地帯の必要性も含め、検討を進めてまいります。

施設のイメージ



⑤定期旅客機への影響

- 防衛省としては、現時点において、レーダーの設置により、定期旅客機の運航に支障は生じないものと考えています。これは以下の理由によるものです。
 - 航空機に搭載される気象レーダーなどで用いられている周波数帯は、イージス・アショアのレーダーで使用するSバンド帯を使用しておりません。
 - また、空港から旅客機に対して発するレーダーのうちSバンド帯を使用するものとして空港監視レーダー（ASR）がありますが、秋田空港周辺には当該レーダーは設置されておりません。
 - さらに、旅客機は一定の電磁波の中を飛行できるよう設計されており、電波照射によって航空計器に異常を起こすことはないと考えております。
- 他方、レーダーの設置により定期旅客機の運航に支障を及ぼさないことを立証するためにも、電波環境調査を実施することにより、定期旅客機のみならず様々な航空機への影響を確認させていただきます。